

サイドバイサイド



【みんなですすめよう男女共同参画】

ストーカー対策「ストーカーは重大な犯罪です」

交際を断られたり、想いを受け入れられなかったりなどの理由で、一方的につきまとうストーカー。最悪の場合には殺人事件に発展することもあります。

ストーカー規制法では次の行為を規制の対象にしています。

「つきまとい等」とは…

あなたに対する恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させるため、あなたやあなたの身近な人(配偶者・親族など)に対し、次の8つのパターンに類型化された「つきまとい等」の行為をすることをいいます。

- ①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ②監視していると告げる行為
- ③面会・交際の要求
- ④乱暴な言葉
- ⑤無言電話・連続した電話・ファクシミリ・電子メール
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的しゅう恥心の侵害

「ストーカー行為」とは…

同一の人に対し、「つきまとい等」を繰り返しておこなうことをいいます。

※身体の安全、住居などの平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害されることになるかもしれない、という不安を感じる場合はストーカー行為にあたります。

思い当たることがあれば「警察」・「町の女性相談・育児相談(最終ページ参照)」に相談してください。

人権 それは 愛

問合せ／教育文化振興課 ☎ 990-9011
企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集 - 第16集 -」の作品の中から、小学校3年生の作品を紹介します。

仲なおり

ある日の下校中、四年生が三年生のぼくをいじめてきました。ぼくの友だちのこともいじめてきました。ぼくは、大きな声で

「やめてよ、いじめの！」

と言いました。でも四年生はやめてくれませんでした。

ぼくは家に帰ってからお母さんに話しました。お母さんはこう言いました。

「からかっているのよ。」

ぼくは次の日、ゆう気を出して聞いてみることにしました。聞いてみるとかえってきた言葉は、「うるせんだよ。」

でした。ぼくの心の風船はしぼんでしまい、いやな気持ちになりました。

次の日のきゅう食の時間、ぼくはトイレに行く途中、いじめてきた四年生に会いました。ぼくはどきどきしました。四年生がぼくの顔を見ています。ぼくはもっとどきどきしました。その四年生は言いました。

「この前はごめんね。こんどあそぶとき、カード交かんをしようね。」

ぼくの心の風船は大きくふくらみました。お母さんの言ったことはほんとうだったんだ。ゆう気を出して聞いてよかった。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。

10月1日から大人を対象とする救急電話相談(＃7000)開始

◆電話番号／＃7000(ダイヤル回数)電話・PHSはTEL048・824・4199 ◆相談時間／午後6時30分～午後10時30分(毎日) ◆問合せ／埼玉県保健医療部TEL048・830・3538